

金沢大学（角間）附属図書館等棟施設整備事業

落札者決定基準

平成 15年 2月 28日

1. 総則

この「落札者決定基準」は、金沢大学（以下、「大学」という。）が「金沢大学（角間）附属図書館等棟施設整備事業」（以下、「本事業」という。）を実施する選定事業者（以下、「事業者」という。）を募集及び選定するにあたって、入札に参加しようとするものに交付する「入札説明書」と一体のものである。

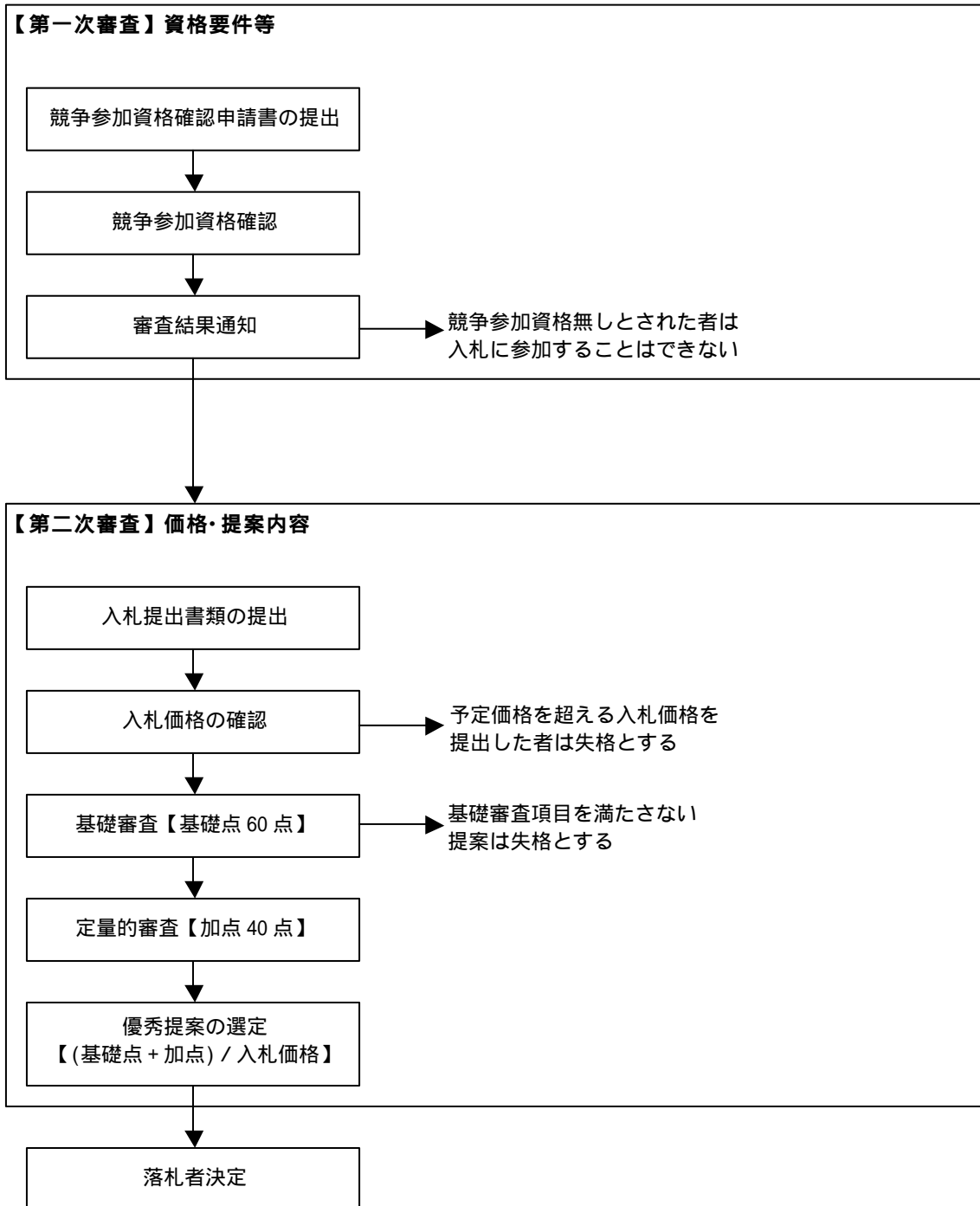
本事業において、事業者の選定に当たっては、入札価格及び提案内容によって落札者を決定する総合評価一般競争入札方式を採用する。

本「落札者決定基準」は、総合評価一般競争入札により落札者を決定するための基準として示すものである。

なお、本「落札者決定基準」で使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書において使用される用語と同一のものである。

2. 落札者決定までの流れ

落札者の決定は、競争参加資格確認、提案内容審査の2段階に分けて実施する。



3. 第一次審査（資格要件等）

競争参加資格確認については、次のとおり実施する。

本件事業への競争参加希望者は、入札説明書に掲げる競争参加資格確認を受けるため、参加表明書等を大学へ提出し、競争参加資格について審査を受ける。

競争参加資格の審査結果は、競争参加資格確認を受けた者に対して通知する。

< 資格等要件審査の項目 >

- A 応募者の参加要件等
- B 参加表明書等の不備の有無
- C 予算決算及び会計令に関する要件
- D 会社更生法又は民事再生法に関する要件
- E 指名停止等に関する要件
- F 利益相反、重複参加に関する要件
- G 応募者の構成員等の資格等に関する要件
- H 各業務実績に関する要件

表．競争参加資格確認における審査内容

| 要件 | 確認内容 |
|-----------|---|
| 構成グループ | 代表企業、構成員、協力会社が明確になっていること。 |
| | 設計、建設、維持管理及びその他の各業務に当たる者が明確になっていること。 |
| 応募者の参加要件等 | 応募企業、応募グループの構成員（代表企業を含む）及び協力会社が、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であり、かつ同令第72条に規定する資格を有するものであること。 |
| | 応募企業、応募グループの構成員（代表企業を含む）及び協力会社が、会社更生法に基づく更生手続きの申立をしていない者で、かつ民事再生法に基づく再生手続き開始の申立をしていない者であること。申立をした者にあつては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。 |
| | 応募企業、応募グループの構成員（代表企業を含む）及び協力会社が、当該支出負担行為担当官から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成6年5月17日付 文施指第83号文教施設部長通知）に基づく指名停止、または「契約事務の適正な執行について」（平成13年1月6日付け12文科会第108号会計課長通知）別添四記第7物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく取引停止措置を受けている期間中でないこと。 |
| | 大学が本事業について、アドバイザー業務を委託したみずほ総合研究所株式会社並びにみずほ総合研究所株式会社が本アドバイザー業務において提携関係にある三井安田法律事務所及び株式会社佐藤総合計画またはこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がある者でないこと。 「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超えている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう |

| 要件 | 確認内容 | | | | | | |
|--------|--|--------|-------|------|------|-----|------|
| | <p>次の者が、応募企業または応募グループの構成員もしくは協力会社となっていないこと。</p> <p>(イ)角間 団地の基本設計の作成に関与した者</p> <p>(ロ)本施設の学生食堂、購買等の運営業務を行う予定である者</p> | | | | | | |
| | <p>応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のいずれかが、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。</p> <p>ただし、自動化書架の維持管理を行う者については、ある応募グループの構成員または協力会社になっている場合であっても、他のグループの協力会社となることを認める。</p> | | | | | | |
| | <p>審査委員会の委員が属する企業またはその企業と資本面もしくは人事面において関連のある者でないこと。</p> | | | | | | |
| | <p>設計に当たる者が、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省において、平成14・15年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。 ・経営状況が健全であること。 ・不正又は不誠実な行為がないこと。 ・建築士法の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 ・平成5年度以降に、担当者(相当程度の責任をもって業務に従事した者)として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。 <p>鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造、地上2階建以上、延べ面積4,000㎡以上の図書館。図書館と他の施設との複合施設の場合は、図書館部分の面積が4,000㎡以上であること。図書館は、国公立大学、私立大学、その他の学校、及び公共図書館等のいずれでも構わない。</p> | | | | | | |
| | <p>建設に当たる者が、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において、「一般競争参加者の資格」第1章第4条で定めるところにより算定した点数(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記2の点数)が次の点以上であること。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建築一式工事</td> <td>1250点</td> </tr> <tr> <td>電気工事</td> <td>950点</td> </tr> <tr> <td>管工事</td> <td>950点</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき許可を有して営業年数が5年以上ある者であること。 <p>ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年度以降に、元請として完成・引渡し完了した下記の基準を満たす各工事に対応した新営工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。) <p>なお、複数の建設会社が下記に示す建設工事ごとに共同して施工する場合にあっては、そのうちの1者が工事種類ごとの下記の施工実績を有すれば良いものとする。</p> <p>鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造、地上2階建以上、延べ面積4,000㎡以上の図書館。図書館と他の施設との複合施設の場合は、図書館部分の面積が4,000㎡以上であること。図書館は、国公立大学、私立大学、その他の学校、及び公共図書館等のいずれでも構わない。</p> <p>入札説明書に示した基準を満たす主任技術者または監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> | 建築一式工事 | 1250点 | 電気工事 | 950点 | 管工事 | 950点 |
| 建築一式工事 | 1250点 | | | | | | |
| 電気工事 | 950点 | | | | | | |
| 管工事 | 950点 | | | | | | |

| 要件 | 確認内容 |
|----|---|
| | <p>維持管理に当たる者が、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省競争参加資格(全省庁統一規格)において、平成13・14・15年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」のA、B、又はC等級に格付けされている者であること。 ・業務を実施するにあたって必要とする資格(許可・登録・認定など)を有していること。 <hr/> <p>工事監理に当たる者が、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省において、平成14・15年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。 ・経営状況が健全であること。 ・不正又は不誠実な行為がないこと。 ・建築士法の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 ・平成5年度以降に担当者(相当程度の責任をもって業務に従事した者)として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する者を建築工事・電気設備工事・機械設備工事にそれぞれ専任で配置できること。 <p>鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造、地上2階建以上、延べ面積4,000㎡以上の図書館。図書館は、国公立大学、私立大学、その他の学校、及び公共図書館等のいずれでも構わない。</p> |

これらの競争参加資格は、応募者から提出された参加表明書等に基づいて確認する。

4. 第二次審査（価格・提案内容）

(1) 入札価格の確認

入札においては、応募者が入札書に記載した入札価格（事業期間を通じて大学が支払う対価の総額）が、大学の設定する予定価格の範囲内であることを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は失格とし、次項以降の審査は行わない。

(2) 提案内容審査

1) 基礎審査

審査委員会において、応募者からの提出書の各様式に記載された内容が、以下の基礎審査項目を満たしているかどうかを審査する。基礎審査項目を満たしていない場合は失格とするので、応募者は入札説明書及び要求水準書の記載内容を満たすよう十分に留意する必要がある。

「特別食堂に係る事項」については、応募者が特別食堂を提案した場合にのみ、基礎審査を行うものであり、特別食堂を提案しなかったことによって「特別食堂に係る事項」に係る基礎点が付与されず失格になるものではない。

基礎審査項目を全て充足した提案については、基礎点として60点を付与する。

表. 基礎審査項目と評価基準

| 基礎審査項目 | 基礎審査細目 | 評価基準 | |
|-------------|-------------|--|---|
| 事業計画に係る事項 | | | |
| 事業計画全般 | 事業スケジュール | 実現可能な事業スケジュールになっていること | |
| | 長期収支計画 | 資金調達方法 | 資金調達先、調達額、調達条件(金利等)が明示されていること 金融機関からの借入については、関心表明書(LOI:Letter of Intent)が添付されていること |
| | | 資金回収・返済方法 | 設計及び建設に係る対価について、大学の支払が毎年度均等であること 実現可能な長期収支計画となっていること |
| 事業費 | 算出根拠 | 各種発生費用の項目及び算出根拠に誤りがなく、市場価格と極端に乖離していないこと 提出書類の計数の整合性がとれていること | |
| 施設整備計画に係る事項 | | | |
| 施設計画 | 施設計画の性能・仕様 | 要求水準書に示す性能・仕様のうち、主要な部分については同水準以上であること | |
| | 延床面積 | 9,330 m ² 以上(面積増+2%以内) 上記面積にはサービスヤード、アカデミックホール等は含まない | |
| | 総合教育研究施設 | 1,360 m ² (面積増減±2%以内) | |
| | 自然科学系図書館 | 5,340 m ² (面積増減±2%以内) | |
| | 福利施設 | 2,080 m ² (面積増減±2%以内) | |
| 維持管理計画に係る事項 | | | |
| 維持管理計画 | 維持管理業務の仕様 | 要求水準書に示す性能・仕様のうち、主要な部分については同水準以上であること | |
| 特別食堂に係る事項 | | | |
| 事業計画 | 事業計画の具体性 | 具体的な事業計画が示されていること | |
| | 福利施設としての適合性 | 大学における飲食提供施設として相応しいものであること | |

2)定量的審査

審査委員会において、下表に示す「事業計画に係る事項」、「施設整備計画に係る事項」、「維持管理計画に係る事項」、「特別食堂に係る事項」について審査する。各評価項目に対して優れた提案が行われている場合に、加点付与基準に基づいて加点する。

表. 定量的審査の評価項目及び評価内容と配点（案）

| 評価事項 | 評価項目 | 評価内容 | 配点 |
|-------------|--------------------|---|-----|
| 事業計画に係る事項 | | | |
| | 資金調達の妥当性 | 資金調達の安定性、確実性 | 3.0 |
| | リスクへの対応 | 選定事業者が負担するリスクの管理方法やリスクが発生した際の対処方法等に関する考え方についての提案内容 | 2.0 |
| | 小計 | | 5.0 |
| 施設整備計画に係る事項 | | | |
| | 周辺環境及び景観に配慮したデザイン性 | デザイン(色彩、使用材料)、配置計画等 緑化(緑地確保等)による周辺景観保全 金沢の文化等の地域特性に配慮した施設計画(建物デザイン、材料選定等)に対する考え方と提案内容 | 3.0 |
| | 環境保全性(環境負荷低減性) | 解体材の再利用、現場発生材の削減、掘削土の削減についての考え方と具体的方策 リサイクル材、自然材料、再生可能材の積極利用についての考え方と具体的方策 断熱、日射遮蔽等による熱負荷抑制の具体的方策 自然通風、自然採光、雨水利用、太陽光発電等の自然エネルギー利用についての考え方と提案内容 | 3.0 |
| | 機能性 | 明快で使いやすい空間構成 明快で分かりやすい動線計画 物品搬出入等のサービス動線が整理され、利用者動線と交錯しない動線計画 避難計画や防災設備における合理的で安全な工夫 階段、スロープ、手摺、音声表示、サインの明瞭さ等、バリアフリー化への考え方と計画内容 | 5.0 |
| | 室内環境への配慮 | 窓の高さ、大きさ、採光面の数についての考え方と計画内容 良好な通風の確保及び設備技術利用による換気方法の提案内容 ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物(VOC)等の室内濃度低減策への配慮 効果的なリフレッシュスペースやロビー等の施設利用者同士の交流についての工夫 眺望に配慮した空間構成 | 4.0 |

| | | | |
|-------------|--------------------|--|------|
| | 図書館の創造性 | 図書館利用者に対しての快適な内部空間、インテリア計画を提供する空間の魅力 自然科学系図書館としての効果的な学習空間、閲覧空間、書架空間、休憩空間等のゾーニング計画 図書館施設に対しての利用者、管理者、物品等の各種動線が整理され機能性に優れた動線計画 図書館 24時間対応に配慮した死角のない共用空間や夜間 無人時のセキュリティゾーニング等、防犯性の工夫 書籍の恒久的な保管に対する配慮 | 5.0 |
| | 経済性 | 建築材料及び設備機器の合理的耐久性など長期間使用した場合の耐用性及び間仕切り変更の容易性(フレキシビリティ)に関する考え方と計画内容 建築材料及び設備機器のメンテナンス容易性・更新容易性等、長期間利用した場合の保全性に関する考え方と計画内容 | 3.0 |
| | 施工計画 | 施工品質保証の具体的な方法 期日までに竣工・引渡しを行うための工程・工法についての考え方 | 2.0 |
| | 小計 | | 25.0 |
| 維持管理計画に係る事項 | | | |
| | 建物保守管理業務及び設備保守管理業務 | 維持管理業務実施体制(昇降機、自動化書架、消防、給水設備の保守点検業務実施体制等) 業務内容の妥当性 | 2.0 |
| | 清掃業務及び廃棄物処理業務 | 維持管理業務実施体制 業務内容の妥当性 | 2.0 |
| | 植栽 外構維持管理業務 | 維持管理業務実施体制 業務内容の妥当性 | 1.0 |
| | | 小計 | 5.0 |
| 特別食堂に係る事項 | | | |
| | 提案の有無 | 特別食堂の提案の有無 | 1.0 |
| | 事業計画 | 事業内容 実施体制 収支計画の妥当性 | 4.0 |
| | | 小計 | 5.0 |
| | | 合計 | 40.0 |

(注 配点は各評価項目の全体に対して付与するものであり、評価内容のそれぞれに対してさらに部分配点を付与するものではない。)

加点付与基準

| 評価 | | 配点 | | | | |
|----|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 5.0の場合 | 4.0の場合 | 3.0の場合 | 2.0の場合 | 1.0の場合 |
| | 提案による効果が大きく期待できる | 5.0 | 4.0 | 3.0 | 2.0 | 1.0 |
| | と の中間程度 | 3.75 | 3.0 | 2.25 | 1.5 | 0.75 |
| | 提案による効果が期待できる | 2.5 | 2.0 | 1.5 | 1.0 | 0.5 |
| | と の中間程度 | 1.25 | 1.0 | 0.75 | 0.5 | 0.25 |
| | 提案による効果は期待できない | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

(3) 優秀提案の選定

審査委員会は、基礎点と加点の合計を入札価格で除した値（総合評価値）を算出し、総合評価値が最も高い提案を優秀提案として選定する。

5. 落札者の決定

支出負担行為担当官は、審査委員の評価を踏まえ、優秀提案を行った者を落札者として決定する。なお、総合評価が最も高い提案が同点で複数あり、優秀提案が複数選定された場合には、くじ引きにより落札者を決定する。